# 工事計画認可申請書(高浜発電所第3号機の変更の工事)

関原発第373号 2019年11月29日

原子力規制委員会 殿

大队	反市	北区	₹中	之島	3 ]	「目 6 番	
関	西	乍	Ē	力	株	式	
取	締	役	社	長	:	岩根	

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画の認可を受けたいので申請します。

高浜発電所第3号機

工事計画認可申請書

本文及び添付書類

関西電力株式会社

# 目 次

		真
Ι.	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	T3- I -
п.	工事計画	Т3- II -
Ш.	工事工程表	Т3-Ш-
IV.	変更の理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T3-IV-
v.	添付書類	T3-V-

## I. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 関西電力株式会社

住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号

代表者の氏名 取締役社長 岩根 茂樹

#### Ⅱ. 工事計画

発電用原子炉施設

1 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 高浜発電所

所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦

2 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出 力 3,392,000 kW

第 1 号機 826,000 kW

第 2 号機 826,000 kW

第3号機 870,000 kW (今回申請分)

第 4 号機 870,000 kW

周波数 60 Hz

## 【申請範囲】(変更の工事に該当するものに限る)

#### その他発電用原子炉の附属施設

- 1 非常用電源設備
  - 4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
  - 5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
  - (1) 品質保証の実施に係る組織
  - (2) 保安活動の計画
  - (3) 保安活動の実施
  - (4) 保安活動の評価
  - (5) 保安活動の改善

#### その他発電用原子炉の附属施設

- 1 非常用電源設備
  - 4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
    - (1) 基本設計方針

本工事における「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の適用条文に関係する範囲に限る。

変更前	変更後
用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に	
関する規則」の第2条(定義)による。	
それ以外の用語については以下に定義する。	
1. 設置許可基準規則第 12 条第 2 項に規定される「安全機能を有す	
る系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するも	
の」(解釈を含む。)を重要施設とする。(以下「重要施設」とい	変更なし
う。)	変史なし
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とす	
る。(以下「安全施設」という。)	
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する	
ものを重要安全施設とする。(以下「重要安全施設」という。)	
第1章 共通項目	
非常用電源設備の共通項目である「1.地盤等、2.自然現象、3.	
火災、4. 溢水等、5. 設備に対する要求(5.6 逆止め弁を除く。)、	変更なし
6. その他(6. 4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基	<b>发入</b> ·6 C
本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章	
共通項目」に基づく設計とする。	

変更前

- 1. 非常用電源設備の電源系統
- 1. 1 非常用電源系統

第2章 個別項目

重要安全施設においては、多重性を有し、系統分離が可能である母線で構成し、信頼性の高い機器を設置することとし、非常用高圧母線(メタルクラッド開閉装置で構成)は、多重性を持たせ2系統の母線で構成し、工学的安全施設に関係する高圧補機と発電所の保安に必要な高圧補機へ給電する設計とする。また、動力変圧器を通して降圧し、非常用低圧母線(パワーセンタ及びコントロールセンタで構成)へ給電する。なお、非常用低圧母線も同様に多重性を持たせ2系統の母線で構成し、工学的安全施設に関係する低圧補機と発電所の保安に必要な低圧補機へ給電する設計とする。

また、高圧及び低圧母線で故障が発生した際は、遮断器により故障 箇所を隔離できる設計とし、故障による影響を局所化できるととも に、他の安全施設への影響を限定できる設計とする。更に、非常用所 内電源系からの受電時の母線切替操作が容易な設計とする。加えて、 重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与 えるおそれのある電気盤のうち非常用ディーゼル発電機に接続され る電気盤以外の電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。)への電力 供給に係るものに限る。)について、遮断器の遮断時間の適切な設定 等により、高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損壊 の拡大を防止することができる設計とする。

これらの母線は、独立性を確保し、それぞれ区画分離された部屋に

第2章 個別項目

- 1. 非常用電源設備の電源系統
- 1. 1 非常用電源系統

重要安全施設においては、多重性を有し、系統分離が可能である母線で構成し、信頼性の高い機器を設置することとし、非常用高圧母線(メタルクラッド開閉装置で構成)は、多重性を持たせ2系統の母線で構成し、工学的安全施設に関係する高圧補機と発電所の保安に必要な高圧補機へ給電する設計とする。また、動力変圧器を通して降圧し、非常用低圧母線(パワーセンタ及びコントロールセンタで構成)へ給電する。なお、非常用低圧母線も同様に多重性を持たせ2系統の母線で構成し、工学的安全施設に関係する低圧補機と発電所の保安に必要な低圧補機へ給電する設計とする。

変更後

また、高圧及び低圧母線で故障が発生した際は、遮断器により故障 箇所を隔離できる設計とし、故障による影響を局所化できるととも に、他の安全施設への影響を限定できる設計とする。更に、非常用所 内電源系からの受電時の母線切替操作が容易な設計とする。加えて、 重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与 えるおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。)への電 力供給に係るものに限る。)について、遮断器の遮断時間の適切な設 定等により、高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損 壊の拡大を防止することができる設計とする。

これらの母線は、独立性を確保し、それぞれ区画分離された部屋に

変更前	変更後
配置する設計とする。	配置する設計とする。
原子炉保護設備及び工学的安全施設作動設備に関連する多重性を	原子炉保護設備及び工学的安全施設作動設備に関連する多重性を
持つ動力回路に使用するケーブルは、負荷の容量に応じたケーブル	持つ動力回路に使用するケーブルは、負荷の容量に応じたケーブル
を使用し、多重化したそれぞれのケーブルが相互に物理的分離を図	を使用し、多重化したそれぞれのケーブルが相互に物理的分離を図
る設計とするとともに制御回路や計装回路への電気的影響を考慮し	る設計とするとともに制御回路や計装回路への電気的影響を考慮し
た設計とする。	た設計とする。

非常用電源設備の共通項目の基本設計方針として、原子炉冷却系統施設の基本設計方針を以下に示す。 本工事計画における「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の適用条文に関係する範囲に限る。

変更前	変更後
用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に	
関する規則」の第2条(定義)による。	
それ以外の用語については以下に定義する。	
1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有	
する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する	
もの」(解釈を含む)を重要施設とする。(以下「重要施設」と	
いう。)	
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設と	変更なし
する。(以下「安全施設」という。)	
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有す	
るものを重要安全施設とする。(以下「重要安全施設」とい	
う。)	
4. 設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生じるおそれが	
あるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の	
程度が特に大きい施設を耐震重要施設とする。(以下「耐震重要	
施設」という。)	
3. 火災	
3. 1 火災による損傷の防止	変更なし
原子炉冷却系統施設の火災による損傷の防止の基本設計方針につ	
いては、火災防護設備の基本設計方針に基づく設計とする。	

非常用電源設備の共通項目の基本設計方針として、火災防護設備の基本設計方針を以下に示す。 本工事計画における「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の適用条文に関係する範囲に限る。

変更前	変更後
用語の定義は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に	
関する規則の解釈」の第2条(定義)及び「実用発電用原子炉及びそ	
の附属施設の火災防護に係る審査基準」の1.2 (用語の定義) による。	
それ以外の用語については以下に定義する。	
1. 設置許可基準規則第 12 条第 2 項に規定される「安全機能を有す	
る系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するも	変更なし
の」(解釈を含む。)を重要施設とする。(以下「重要施設」という。)	変火なし
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とす	
る。(以下「安全施設」という。)	
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する	
ものを重要安全施設とする。(以下「重要安全施設」という。)	
第2章 個別項目	
1. 火災防護設備の基本設計方針	
設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損	
なわないよう、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火	
災区画に対して、火災防護対策を講じる。	変更なし
火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発	
生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を	
防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである	
設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放	

変更前 変更後 射性物質を貯蔵する機器等とする。 原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において 火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維 持するために必要な反応度制御機能、1次冷却材系統のインベント リと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、 補機冷却水等のサポート機能を確保するための構築物、系統及び機 器とする。 放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災 が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保する ために必要な構築物、系統及び機器とする。 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために 変更なし 必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火 災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。 建屋内、原子炉格納容器及びアニュラスの火災区域は、耐火壁によ り囲まれ、他の区域と分離されている区域を、火災防護上重要な機器 等及び重大事故等対処施設の配置を系統分離も考慮して、火災区域 として設定する。建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子 炉の安全停止に必要な機器等並びに放射性物質の貯蔵、かつ、閉じ込 め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間 以上の耐火能力を有する耐火壁として、設計上必要なコンクリート 壁厚である 150mm 以上の壁厚を有するコンクリート壁又は火災耐久 試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(貫 通部シール、防火扉、防火ダンパを含む。)により他の火災区域と分

変更前	変更後
離する。	
火災区域の目皿は、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区	
域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。	
屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施する	
ために、火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対	
処施設の配置を考慮するとともに火災区域外への延焼防止を考慮し	
た管理を踏まえた区域を、火災区域として設定する。この延焼防止を	
考慮した管理については、保安規定に定める。	
火災区画は、建屋内で設定した火災区域を、系統分離の状況及び壁	
の設置状況並びに重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配	
置に応じて分割して設定する。	
設定する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生	変更なし
防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮	
した火災防護対策を講じる設計とする。	
発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処	
施設は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響	
軽減の 3 つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を講じ	
ることを保安規定に定め、その他の設計基準対象施設、可搬型重大事	
故等対処設備、多様性拡張設備及びその他の発電用原子炉施設は、保	
安規定に設備に応じた火災防護対策を講じることを定め、管理する。	
(1) 火災発生防止	
a. 火災の発生防止対策	
火災の発生防止における発火性又は引火性物質に対する火災の発	

変更前 変更後 生防止対策は、火災区域に設置する潤滑油及び燃料油を内包する設 備並びに水素を内包する設備を対象とする。 潤滑油及び燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造、オイ ルパン、ドレンリム、堰、油回収装置、液面の監視及び点検による潤 滑油、燃料油の漏えいの早期検知によって漏えい防止、拡大防止及び 防爆の対策を行う設計とし、潤滑油及び燃料油を内包する設備の火 災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する 機能を損なわないよう、壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行 う設計とする。 潤滑油及び燃料油を内包する設備がある火災区域は、空調機器に よる機械換気又は自然換気を行う設計とする。 潤滑油及び燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に 変更なし 必要な量にとどめる設計とする。 水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タンク 及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ベローズ及び金属ダイヤ フラムによって、漏えい防止、拡大防止及び防爆の対策を行う設計と し、水素を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能 及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁の設置による 配置上の考慮を行う設計とする。 水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御 タンク及びこれに関連する配管、弁を設置する火災区域は、多重化し た空調機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満と するよう設計する。

変更前	変更後
火災区域内へ水素を内包するボンベを持ち込む場合は、保安規定	
に従い、火災の発生防止対策を講じる。	
火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制	
御タンク室に水素濃度検知器を設置し、設定濃度にて中央制御室に	
警報を発する設計とする。	
蓄電池室の換気空調設備が停止した場合には、中央制御室に警報	
を発する設計とする。また、蓄電池室には、直流開閉装置やインバー	
タを設置しない。	
放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火災	
区域には、崩壊熱による火災発生の考慮が必要な放射性物質を貯蔵	
しない設計とする。また、放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹	変更なし
脂、チャコールフィルタ及び微粒子フィルタは、保安規定に金属製の	
容器や不燃シートに包んで保管することを定め、管理する。	
   火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区	
   域において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排	
   気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止するこ	
と及び引火点の高い潤滑油及び燃料油を使用することを保安規定に	
定め、管理する。	
火災の発生防止のため、可燃性の微粉を発生する設備及び静電気	
が溜まるおそれがある設備を火災区域に設置しないことによって、	
可燃性の微粉及び静電気による火災の発生を防止する設計とする。	

変更前	変更後
火災の発生防止のため、発火源への対策として、金属製の本体内に	
収納し、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分	
を保温材で覆うこと又は原子炉格納容器水素燃焼装置は通常時に高	
温とならない措置を行うことによって、可燃性物質との接触防止や	
潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。	
火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継	
電器及び遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過	
熱及び焼損を防止する設計とする。	
安全補機開閉器室は、電源供給のみに使用することを保安規定に	
定め、管理する。	変更なし
火災の発生防止のため、加圧器以外の1次冷却材系統は高圧水の	
一相流とし、また、加圧器内も運転中は常に1次冷却材と蒸気を平衡	
状態とすることで、放射線分解により発生する水素や酸素の濃度が	
高い状態で滞留、蓄積することを防止する設計とする。重大事故時の	
原子炉格納容器内及びアニュラス内の水素については、重大事故等	
対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。	
b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用	
火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料	
又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が	
使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能	

変更前 変更後 を有するものを使用する設計、若しくは、当該構築物、系統及び機器 の機能を確保するために必要な不燃性材料又は難燃性材料と同等以 上の性能を有するものの使用が技術上困難な場合は、当該構築物、系 統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及 び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するため の措置を講じる設計とする。 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配 管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主 要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコ ンクリート等の不燃性材料を使用する設計とするが、配管のパッキ ン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上 困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒され 変更なし ることのない設計とする。また、金属に覆われた機器の駆動部の潤滑 油並びに金属で覆われた機器躯体内部に設置する電気配線は、機器 躯体内部の設置によって、発火した場合でも他の火災防護上重要な 機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料 又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温 材は、原則、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められたもの又は 建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設計とする。 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋 の内装材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃材料、

建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料又はこれと同等の性能を

変更前 変更後 有することを試験により確認した不燃性材料並びに消防法に基づく 防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した 材料を使用する設計とする。ただし、原子炉格納容器内部コンクリー トの表面に塗布するコーティング剤は、不燃材料であるコンクリー トに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい燃焼をしないこと、 加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらず他の火災防護上重要 な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないこと、並びに原子炉 格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事 故等対処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺におけ る可燃物管理を保安規定に定め、管理することから、不燃性材料又は 難燃性材料を使用する設計とする。 また、中央制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用する 変更なし 設計とする。 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケー ブルは、原則、自己消火性を確認する UL1581 (Fourth Edition) 1080.VW-1 垂直燃焼試験並びに延焼性を確認する IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験又は IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼 試験によって、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使 用する設計とするが、核計装用ケーブル、放射線監視設備用ケーブル 及び通信連絡設備の専用ケーブルのように実証試験により延焼性な どが確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有 する設計とするか、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブ ルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他

変更前	変更後
の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が	
発生することを防止するための措置を講じる設計とする。	
火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気空	
調設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き、「JIS L 1091 (繊	
維製品の燃焼性試験方法)」又は「JACA No.11A(空気清浄装置用ろ	
材燃焼性試験方法指針(公益社団法人 日本空気清浄協会))」を満	
足する難燃性材料を使用する設計とする。	
火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、屋内の	
変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないも	
のを使用する設計とする。	
	変更なし
c. 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止	
落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災	
が発生しないように、避雷設備を設置する設計とする。	
火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能	
をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及び	
その附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従い、耐震クラスに	
応じた耐震設計とする。	
重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をも	
つ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその	
附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従い、施設の区分に応じ	
た耐震設計とする。	
屋外の重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護に	

変更前 変更後 より、火災発生防止を講じる設計とし、竜巻(風(台風)を含む。) から、竜巻飛来物防護対策設備の設置、空冷式非常用発電装置の固 縛、衝突防止を考慮して実施する燃料油又は潤滑油を内包した車両 の飛散防止対策や空冷式非常用発電装置の燃料油が漏えいした場合 の拡大防止対策により、火災の発生防止を講じる設計とする。地すべ りについては、安全施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能 に影響を及ぼすおそれがないことを影響評価で確認することで、火 災の発生防止を行う設計とする。 (2) 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護 上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定 変更なし し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、地震時及 び地震後においても、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重 大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体 的には、機器の構造強度の確認、加振試験又は解析・評価による機能 保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての 機能が保持される設計とする。 a. 火災感知設備 火災感知設備のうち火災感知器(「3号機設備」、「3・4号機共 用、3号機に設置」、「3・4号機共用、4号機に設置」、「1・2・

3・4号機共用、3号機に設置」、「1号機設備、1・2・3・4号

変更前 変更後 機共用、1号機に設置」) (以下「火災感知器」という。) (注1)は、 火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空 気流の環境条件、予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度 の上昇、赤外線量の上昇)や、火災防護上重要な機器等の種類を考慮 し、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の 煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式ではないが、炎が発す る赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時 間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある炎感知器から異なる 種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計を基本とする。なお、 基本設計のとおりに火災感知器を設置できない箇所は、環境条件を 考慮し、アナログ式でない熱感知器、防爆型の熱感知器、防爆型の炎 感知器を設置する設計とする。アナログ式でない炎感知器の誤作動 変更なし を防止するため、アナログ式でない炎感知器を屋内に設置する場合 は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することと し、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響 を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。 火災感知設備のうち火災受信機盤(「1・2・3・4号機共用、3 号機に設置」、「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設 置」(注2)) (以下「火災受信機盤」という。) は、作動した火災感知 器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室におい て常時監視できる設計とする。 なお、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所(緊急 時対策所建屋内) (注3) においても監視できる設計とする。 火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にお

変更前 変更後 いても火災の感知を可能とするため、ディーゼル発電機又は代替電 源から電力が供給開始されるまでの容量を有した消防法を満足する 蓄電池を設け、原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対 処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用 電源からの受電も可能な設計とする。 火災区域又は火災区画の火災感知設備は、自然現象のうち凍結、風 水害、地震によっても、機能を保持する設計とする。 屋外に設置する火災感知設備は、外気温度が-10℃まで低下して も使用可能な火災感知器を設置する。 屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、風水害の影響 を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧する 変更なし 設計とする。 b. 消火設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災 区域又は火災区画には、設備の破損、誤動作又は誤操作により消火剤 が放出されても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事 故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響 を与えない消火設備を設置する。消火設備として、火災発生時の煙の 充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところは、自動 消火設備又は手動操作による固定式消火設備であるスプリンクラー (「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」、「4号機設

備、3・4号機共用、4号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、

変更前 変更後 3号機に設置 (注i) (以下「スプリンクラー」という。)、全域ハ ロン消火設備(「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」、 「4号機設備、3・4号機共用、4号機に設置」、「1号機設備、1・ 2・3・4号機共用、1号機に設置」(注1)) (以下「全域ハロン消火 設備」という。)、局所ハロン消火設備(「3号機設備」、「1・2・ 3・4号機共用、3号機に設置」) (以下「局所ハロン消火設備」と いう。) (注1)、ケーブルトレイ消火設備(「3号機設備」、「3・4 号機共用、3号機に設置」、「4号機設備、3・4号機共用、4号機 に設置」、「1 · 2 · 3 · 4 号機共用、3 号機に設置」(注1)) (以下 「ケーブルトレイ消火設備」という。)、二酸化炭素消火設備、エア ロゾル消火設備(「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」、 「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」(注1))(以下「エアロゾ 変更なし ル消火設備」という。)、水噴霧消火設備(「3・4号機共用、3号 機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」<sup>(注2)</sup>) (以 下「水噴霧消火設備」という。(注4))により消火を行う設計とし、火 災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となら ないところは、自動消火設備である海水ポンプの二酸化炭素消火設 備並びに可搬型の消火器又は消火栓により消火を行う設計とする。 スプリンクラーは、消火対象が放水範囲内に入る設計とし、動作後 は消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運 転状況の確認を行うことを保安規定に定める。 原子炉格納容器は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響によ り消火活動が困難とならない場合は、早期に消火が可能である消火

変更前	変更後
要員による消火を行うが、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響	
のため消火要員による消火活動が困難である場合は、原子炉格納容	
器スプレイ設備による消火を行う設計とする。	
中央制御室及び中央制御盤は、常駐運転員による早期の消火を行	
う設計とする。	
火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災	
区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計を行う。	
(a)消火設備の消火剤の容量	
消火設備の消火剤は、想定される火災の性質(急激な温度変化、煙	
の濃度の上昇、赤外線量の上昇)に応じた十分な容量を配備するため	
に、スプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二	変更なし
酸化炭素消火設備及び水噴霧消火設備については消防法施行規則に	
基づく消火剤を配備する設計とする。	
また、ケーブルトレイ消火設備の消火剤は、実証試験により消火性	
能を確認した試験の消火剤濃度以上となる容量以上を確保するよう	
設計する。エアロゾル消火設備の消火剤は、UL2775 (Fixed Condensed	
Aerosol Extinguishing System Units)で要求された消火剤濃度以	
上となる容量以上を確保する設計とする。	
消火用水供給系の水源である淡水タンク(1・2・3・4号機共用	
(注5)、3号機に設置(以下同じ。))、地震などにより淡水タンクが	
使用できない場合に使用する消火水バックアップタンク(3・4号機	
共用、3号機に設置(以下同じ。))は、スプリンクラーの最大放水	
量で、消火を2時間継続した場合の水量を確保する設計とする。	

変更前	変更後
屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計	
する。	
(b)消火設備の系統構成	
イ. 消火用水供給系の多重性又は多様性	
消火用水供給系は、No.2 電動消火ポンプ(1・2・3・4 号機共	
用、3号機に設置) (以下「電動消火ポンプ」という。)及び No.2	
ディーゼル消火ポンプ(1・2・3・4号機共用、3号機に設置)	
(以下「ディーゼル消火ポンプ」という。)の設置による多様性並	
びに水源である淡水タンク3基の設置による多重性を有する設計と	
する。	
ディーゼル消火ポンプの駆動用の燃料は、No. 2ディーゼル消火ポ	変更なし
ンプ燃料サービスタンク(1・2・3・4号機共用、3号機に設置	
(以下同じ。))に貯蔵する。	
また、地震により淡水タンクが使用できない場合に備え、2台の消	
火水バックアップポンプ (3・4号機共用、3号機に設置(以下同	
じ。))、6基の消火水バックアップタンクの設置により多重性を有	
する設計とする。	
原子炉格納容器スプレイ設備は、格納容器スプレイポンプの 2 台	
設置による系統の多重性及び使用可能な場合に水源とする淡水タン	
クの3基設置による多重性を有する設計とする。淡水タンクが使用	
できない場合に水源とする静的機器である燃料取替用水タンクは、	
原子炉格納容器スプレイ設備による消火時間を考慮した容量とす	
る。	

変更前	変更後
ロ. 系統分離に応じた独立性 火災防護対象機器等の相互の系統分離を行うために設置する自動 消火設備であるスプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消 火設備、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消火設備は、動的機器 の単一故障を想定したスプリンクラーの予作動弁やガス消火設備の 選択弁の多重化又は火災防護対象機器の系列ごとに消火設備を設置 することによって、系統分離に応じた独立性を有する設計とする。	
ハ. 消火用水の優先供給 消火用水供給系は、他の系統と共用しない運用により、消火用水を 確保する設計とする。具体的には、水源である淡水タンク及び消火水 バックアップタンクには、「(a)消火設備の消火剤の容量」に示す 最大放水量に対して十分な容量を確保することを保安規定に定め、 管理することによって、消火を優先する設計とする。	変更なし
(c)消火設備の電源確保 ディーゼル消火ポンプは、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪 失時にも起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計と する。 ただし、消火水バックアップポンプは、非常用電源又は代替電源か ら受電することで、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にお いても機能を失わない設計とする。 スプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸	

変更前	変更後
化炭素消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備は、外部電源	
要失時又は全交流動力電源喪失時にも設備の作動に必要な電源が蓄	
電池により確保される設計とする。	
(d)消火設備の配置上の考慮	
イ. 火災による二次的影響の考慮	
スプリンクラーは、閉鎖型のスプリンクラーヘッドの採用、ケーブ	
ルトレイへのシール対策により、火災が発生していない火災防護上	
重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接	
的な影響、煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計	
とする。	
全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備及び二酸化炭素消火設	変更なし
備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生していない	
火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱	
による直接的な影響、煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受	
けない設計とする。	
ケーブルトレイ消火設備及びエアロゾル消火設備は、電気絶縁性	
が高い消火剤の採用、ケーブルトレイ内又は電気盤内に消火剤を留	
める設計により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及	
び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響、煙、	
流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。	
水噴霧消火設備は、放射性廃棄物の閉じ込め機能に影響を及ぼさ	
ない水の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器	
等が、火災の火炎、熱による直接的な影響、煙、流出流体、断線及び	

変更前	変更後
爆発の二次的影響を受けない設計とする。	
また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響	
を及ぼさないよう、ガス消火設備のボンベ及び制御盤は、消防法施行	
規則に基づき、消火対象空間に設置しない設計とする。	
ガス消火設備のボンベは、火災による熱の影響を受けても破損及	
び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁によりボンベの	
過圧を防止する設計とする。	
ロ.管理区域内からの放出消火剤の流出防止	
管理区域内で放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがある	
場合には、管理区域外への流出を防止するため、各フロアの目皿や配	
管により排水及び回収し、液体廃棄物処理設備で処理する設計とす	変更なし
పం	
ハ. 消火栓の配置	
火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災	
区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令に準拠し、屋内	
消火栓又は屋外消火栓を設置する。	
(e)消火設備の警報	
イ. 消火設備の故障警報	
消火ポンプ、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリン	
クラー、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル	
消火設備及び水噴霧消火設備は、設備異常の故障警報を中央制御室	

変更前	変更後
に発する設計とする。	
ロ. 固定式ガス消火設備の退出警報	
固定式ガス消火設備として設置する全域ハロン消火設備、局所ハ	
ロン消火設備、二酸化炭素消火設備は、作動前に運転員その他の従事	
者の退出ができるように警報を発する設計とする。	
(f)消火設備に対する自然現象の考慮	
イ. 凍結防止対策	
外気温度が約 0℃まで低下した場合に、屋外の消火設備の凍結防止	
を目的として、屋外消火栓から消火水を放水する運用について保安	
規定に定め、気温の低下時における消火設備の機能を維持する設計	変更なし
とする。	
口. 風水害対策	
消火ポンプ、スプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消	
火設備、二酸化炭素消火設備(ディーゼル発電機室)、ケーブルトレ	
イ消火設備、エアロゾル消火設備及び水噴霧消火設備は、風水害によ	
り性能が阻害されないよう、屋内に設置する。	
屋外に設置する消火設備は、風水害により性能が阻害されないよ	
う、浸水防止対策を講じる設計とする。	
ハ. 地盤変位対策	
消火配管は、地震時における地盤変位対策として、建屋接続部には	

変更前	変更後
溶接継手を採用するとともに、地上化又はトレンチ内に設置する。	
また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給	
水接続口を建屋に設置する。	
(g) その他	
イ. 移動式消火設備( <u>1・2・3・4号機共用</u> <sup>(注5)</sup> 、3 号機に保管 (以	
下同じ。))	
移動式消火設備は、複数の火災を想定した消火活動が可能な水源	
を有し、機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車が点検又	
は故障の場合に備えた小型動力ポンプ付水槽車を配備する設計とす	
る。	
	変更なし
ロ. 消火用の照明器具	
建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経	
路には、移動及び消火設備の操作を行うため、30 分間以上の容量を	
有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。	
ハ. ポンプ室の煙の排気対策	
自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置するポン	
プ室は、固定式消火設備によらない消火活動も考慮し、消火要員によ	
る可搬が可能な排風機(3・4号機共用、3号機に保管(以下同じ。))	
の配備によって、排煙による消火要員の視界の改善が可能な設計と	
する。	
する。	

変更前	変更後
二. 燃料設備	
使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるように	
使用済燃料を配置する設計する。	
新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新	
燃料を保管するラックを一定のラック間隔を有する設計とする。	
(3)火災の影響軽減	
a. 火災の影響軽減対策	
火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において	
火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保する	
ための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災	
防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。	変更なし
火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監	
視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このため	
には、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動	
操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要がある。	
このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域内又は火災区画	
内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区画	
における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。	
(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策	
中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等は、	
以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響軽減のための対策	

変更前	変更後
を講じる。	
イ.3時間以上の耐火能力を有する隔壁	
火災防護対象機器等は、火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能	
力を確認した隔壁によって、互いに相違する系列間の系統分離を行	
う設計とする。	
ロ. 1 時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備	
火災防護対象機器等は、想定される火災に対して 1 時間の耐火能	
力を有する隔壁の設置によって、互いに相違する系列間の系統分離	
を行う設計とする。	
隔壁は、材料、寸法を設計するための火災耐久試験により 1 時間	変更なし
の耐火性能を有する設計とする。	
1 時間耐火隔壁を全周に施工するケーブルトレイの真下に火災源	
がある場合は、火災源の火災に伴う火炎が、ケーブルトレイ上面まで	
達しない設計とする。	
火災感知設備は、自動消火設備の誤動作防止を考慮した感知器の	
作動により自動消火設備を作動させる設計とする。	
消火設備は、早期消火を目的として、自動消火設備である全域ハロ	
ン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリンクラー、ケーブルトレイ	
消火設備又は二酸化炭素消火設備を設置し、(2)火災の感知及び消	
火 b.消火設備(b)消火設備の系統構成 ロ.に示す系統分離に応	
じた独立性を有する設計とする。	

変更前	変更後
(b) 中央制御盤の火災の影響軽減のための対策	
中央制御盤は、火災により中央制御盤の 1 つの区画の安全機能の	
全喪失を想定した場合に、原子炉を安全停止するために必要な手順	
を保安規定に定め管理する措置を行うとともに、(a)に示す火災の	
影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、以下に示	
す火災の影響軽減対策を行う設計とする。	
系統分離として、中央制御盤の操作スイッチ間、盤内配線間、盤内	
配線ダクト間は、近接する他の構成部品に火災の影響がないことを	
確認した実証試験の結果に基づく分離対策を行う設計とし、中央制	
御盤のケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、ま	
た、周囲へ火災の影響を与えないことを実証試験によって確認した	
金属外装ケーブル、テフロン電線及び難燃ケーブルを使用する設計	変更なし
とする。	
中央制御盤は、中央制御盤内に火災の早期感知を目的として、高感	
度煙感知器を設置し、また、保安規定に常駐する運転員の早期消火活	
動に係る運用を定め、管理することによって、相違する系列の火災防	
護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行う。	
火災発生箇所の特定が困難な場合も想定し、手動操作による固定	
式消火設備であるエアロゾル消火設備を設置する設計とする。	
(c)原子炉格納容器内の火災の影響軽減のための対策	
原子炉格納容器内は、火災により原子炉格納容器内の動的機器の	
動的機能喪失を想定した場合に、原子炉の安全停止に必要な手順を	
保安規定に定め管理する措置を行うとともに、(a)に示す火災の影	

変更前	変更後	
響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、以下に示す		
火災の影響軽減対策を行う設計とする。		
イ. 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、蒸気発生器のループ		
ごとに設置する等、延焼を抑制する 6m 以上の距離を確保し、異な		
る原子炉格納容器貫通部を通って、原子炉格納容器外に敷設する		
とともに、火災感知器は火災防護対象機器等に延焼するおそれが		
ある機器又はケーブルトレイの火災を感知する配置とする。		
また、原子炉格納容器内に可燃物を仮置きしないことを保安規		
定に定め、管理する。		
ロ. 原子炉格納容器内は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感		
知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置	変更なし	
するアナログ式でない熱感知器は、念のため防爆型とする。		
ハ. 相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対		
策を行うため、保安規定に消火要員による早期の手動による消火		
活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器スプレ		
イ設備を用いた手動による消火活動に係る運用を定め、管理する。		
(d) 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策		
火災防護対象機器等を設置する火災区域に関連する換気空調設備		
は、他の火災区域又は火災区画の火災の影響を軽減するために、防火		
ダンパを設置する。		

亦再兴	亦軍後
変更前	変更後
換気空調設備は、環境への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒	
に繋がるダンパを閉止し隔離できる設計とする。	
(e)煙に対する火災の影響軽減のための対策	
運転員が常駐する中央制御室は、建築基準法に準拠した容量の排	
煙設備(「3・4号機共用、3号機に設置」、「3・4号機共用、4	
号機に設置」(以下同じ。))によって、火災発生時の煙を排気する	
設計とする。	
電気ケーブルが密集する配線処理室は、自動消火設備である全域	
ハロン消火設備により火災発生時の煙の発生が抑制されることか	
ら、煙の排気は不要である。	
配線処理室は、2箇所の入口を設置することによって、消火要員に	変更なし
よる消火活動も可能とする。	
(f)油タンクに対する火災の影響軽減のための対策	
火災区域又は火災区画に設置する油タンクは、換気空調設備によ	
る排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。	
b. 原子炉の安全確保	
(a)原子炉の安全停止対策	
イ. 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想	
定した設計	
発電用原子炉施設内の火災により安全保護系及び原子炉停止系の	
作動が要求される場合には、当該火災区域又は火災区画に設置され	

変更前	変更後
る全機器の動的機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系	
統分離対策によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を	
失うことなく、原子炉を安全に停止できる設計とする。	
ロ. 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計発電用原子炉施設内の火災に起因した運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に対し、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づく単一故障を想定しても、原子炉を支障なく安全停止できるよう、中央制御盤内の延焼時間内に対応操作を行うことを保安規定に定め管理するとともに、制御盤の延焼を防止するための離隔距離を確保することによって、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を収束するために必要な機能が失われないよう設計する。	変更なし
(b) 火災の影響評価  イ. 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計に対する評価 設備の設置状況を踏まえた可燃性物質の量及び火災区域又は火災 区画(以下「火災区域等」という。)の面積を基に、発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の安全停止が可能であることを、当該火災区域等の火災が隣接する火災区域等に影響を与えるか否かを評価する火災伝播	

変更前	変更後
評価の結果に応じ、以下に示す火災影響評価によって確認する。	
火災影響評価は、火災区域又は火災区画の火災荷重の増加等又は	
設備改造等により、必要な場合には再評価を実施する。	
火災影響評価の評価方法及び再評価については、保安規定に定め、	
管理する。	
(イ) 隣接する火災区域等に影響を与える場合	
当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の 2 区画に	
対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価す	
る。	
(ロ) 隣接する火災区域等に影響を与えない場合	
当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能である	変更なし
ことを評価する。	
ロ. 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機	
器に単一故障を想定した設計に対する評価	
内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停	
止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化と設計基準事故が	
発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に	
関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事	
故に対処するための機器に対し単一故障を想定しても、事象が収束	
して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。	
(4)設備の共用	
火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域、火	
災区画に火災感知器を設置することで、共用により発電用原子炉の	

変更前	変更後
安全性を損なわない設計とする。 消火設備の一部は、火災発生時において必要となる十分な容量の 消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への 2 次的 影響を考慮して消火対象と異なるエリアに設置することで、共用に	
より発電用原子炉の安全性を損なわない設計とする。	
(5) 設備の相互接続 消火水連絡ラインは、1号機及び2号機の共用配管と3号機及び 4号機の共用配管を相互接続するものの、通常は連絡弁を閉止する	offered by )
ことで物理的に分離することから、悪影響を及ぼすことはなく、連絡 ライン使用時においても、各号機の圧力は同じとし、また、消火活動 に必要な水量を有することで、発電用原子炉施設の安全性を損なう	変更なし
ことのない設計とする。	
2. 主要対象設備 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表 1 火災防護 設備の主要設備リスト」に示す。	

- (注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には、記載なし
- (注2) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「3・4号機共用、3号機に設置」と記載
- (注3) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「緊急時対策所」と記載
- (注4) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「以下同じ。」と記載
- (注5) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「3・4号機共用」と記載

## (2) 適用基準及び適用規格

変更前	変更後
第1章 共通項目 非常用電源設備に適用する共通項目の基準及び規格については、原 子炉冷却系統施設、火災防護設備、浸水防護施設の「適用基準及び適 用規格 第1章 共通項目」に示す。	変更なし
第2章 個別項目 非常用電源設備に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとお り。	
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号)	
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成 29 年 7 月 19 日原規技発第 1707197 号)	変更なし
・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈(平成 17 年 12 月 15 日原院第 5 号)	
<ul> <li>消防法(昭和23年7月24日法律第186号)</li> <li>消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)</li> <li>消防法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号)</li> </ul>	
・発電用火力設備の技術基準の解釈(平成 25 年 5 月 17 日 20130507 商局第 2 号)	

変更前	変更後
・原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈(平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306199 号)	
・JSME S NB1-2007 発電用原子力設備規格 溶接規格	
・JSME S NC1-2005/2007 発電用原子力設備規格 設計・建設規格	
・NEGA C 331:2005 可搬型発電設備技術基準	変更なし
・電気学会「JEC 2300-2010 交流遮断器」	
・日本電気技術規格委員会規格 JESC E7002(2010)	
・電気学会 「JEC 2130-2000 同期機」	

上記の他「高エネルギーアーク損傷(HEAF)に係る電気盤の設計に関する審査ガイド」を参照する。

非常用電源設備の共通項目の適用基準及び適用規格として火災防護設備の適用基準及び適用規格を以下に示す。

変更前	変更後
第1章 共通項目	
火災防護設備に適用する共通項目の基準及び規格については、以	
下の基準及び規格並びに、原子炉冷却系統施設、浸水防護施設の「適	
用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。	
なお、以下に示す火災防護設備に適用する共通項目の基準及び規	
格を適用する個別の施設区分については「表 1. 施設共通の適用基準	
及び適用規格(該当施設)」に示す	
<ul><li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準</li></ul>	
<ul><li>(平成25年6月19日原規技発第1306195号)</li></ul>	
(十成 25 年 6 万 19 日 尿焼1又先粉 1500195 万)	
<ul><li>・発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針</li></ul>	変更なし
(平成 19 年 12 月 27 日)	
・発電用火力設備の技術基準の解釈(平成 25 年 5 月 17 日 20130507	
商局第2号)	
・JIS A 4201-1992 建築物等の避雷設備(避雷針)	
「フ 力 攻 母 元	
・原子力発電所の火災防護規程(JEAC4626-2010)	
・原子力発電所の火災防護指針(JEAG4607-2010)	
/// 1 / 3 / D HEI//  マノイシベドタ HEX 1日 E   (J LING 100 1 2010)	

上記の他「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月 24 日 原規技発第 1310241 号原子力規制委員会)」を参照する。 表 1 については、平成 27 年 8 月 4 日付け原規規発第 1508041 号にて認可された工事計画による。

変更前	変更後
第2章 個別項目	
火災防護設備に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとお	
$\eta$ .	
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解	
釈(平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号)	
・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈(平成 17 年 12 月 15 日原院第 5 号)	
<ul><li>・建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)</li></ul>	
建築基準法施行令(昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号)	変更なし
・高圧ガス保安法(昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号)	変史なし
高圧ガス保安法施行令(平成9年2月19日政令第20号)	
・消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)	
消防法施行令(昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)	
消防法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号)	
・危険物の規制に関する政令(昭和34年9月26日政令第306号)	
<ul><li>・平成 12 年建設省告示第 1400 号(平成 16 年 9 月 29 日国土交通</li></ul>	
省告示第 1178 号による改定)	

変更前	変更後
・発電用火力設備の技術基準の解釈(平成 25 年 5 月 17 日 20130507 商局第 2 号)	
・発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指 針(平成 21 年 3 月 9 日原子力安全委員会決定)	
・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成 13 年 3 月 29 日原子力安全委員会一部改訂)	
・JIS L 1091-1999 繊維製品の燃焼性試験方法	
・原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 (JEAG4601・補-1984)	変更なし
・原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601-1987)	
・原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601-1991 追補版)	
・JSME S NB1-2007 発電用原子力設備規格 溶接規格	
・JSME S NC1-2005/2007 発電用原子力設備規格 設計・建設規格	
・JSME S NC1-2012 発電用原子力設備規格 設計・建設規格	

変更前	変更後	
• " Fire Dynamics Tools(FDTS):Quantitative Fire Hazard		
Analysis Methods for the U.S. Nuclear Regulatory Commission		
Fire Protection Inspection Program," NUREG-1805, December		
2004		
・IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験		
• IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験		
• UL 1581 (Fourth Edition) 1080. VW-1 垂直燃焼試験, 2006		
* OL 1301 (Fourth Edition) 1000. vw 1 華色原於原語學表 2000		
• UL2775 Fixed Condensed Aerosol Extinguishing System Units,	変更なし	
2014		
・公益社団法人 日本空気清浄協会「空気清浄装置用ろ材燃焼性試		
験方法指針」(JACA No. 11A-2003)		
・工場電気設備防爆委員会「工場電気設備防爆指針」(ガス蒸気防爆		
2006)		
. 牡田汁 1 毒油工类人「苯毒油 <i>中),</i> 用子フ加油比处」(CDA C 2000		
・社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603-		
2001)		

- 5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善
- 5 (1) ~ 5 (5) について次に示す。

## 5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項目次

- 1. 品質管理監督システムの計画
- 2. 目的
- 3. 定義
- 4. 品質マネジメントシステム
  - 4.1 一般要求事項
  - 4.2 文書化に関する要求事項
    - 4.2.1 一般
    - 4.2.2 品質マニュアル
    - 4.2.3 文書管理
    - 4.2.4 記録の管理
- 5. 経営者の責任
  - 5.1 経営者のコミットメント
  - 5.2 原子力安全の重視
  - 5.3 品質方針
  - 5.4 計画
    - 5.4.1 品質目標
    - 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画
  - 5.5 責任、権限及びコミュニケーション
    - 5.5.1 責任及び権限
    - 5.5.2 管理責任者
    - 5.5.3 プロセス責任者
    - 5.5.4 内部コミュニケーション
  - 5.6 マネジメントレビュー
    - 5.6.1 一般
    - 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット
    - 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット
- 6. 資源の運用管理
  - 6.1 資源の提供
  - 6.2 人的資源
    - 6.2.1 一般
    - 6.2.2 力量、教育・訓練及び認識
  - 6.3 原子炉施設及びインフラストラクチャー
  - 6.4 作業環境
- 7. 業務の計画及び実施
  - 7.1 業務の計画

- 7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス
  - 7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化
  - 7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー
  - 7.2.3 外部とのコミュニケーション
- 7.3 設計·開発
  - 7.3.1 設計・開発の計画
  - 7.3.2 設計・開発へのインプット
  - 7.3.3 設計・開発からのアウトプット
  - 7.3.4 設計・開発のレビュー
  - 7.3.5 設計・開発の検証
  - 7.3.6 設計・開発の妥当性確認
  - 7.3.7 設計・開発の変更管理
- 7.4 調達
  - 7.4.1 調達プロセス
  - 7.4.2 調達要求事項
  - 7.4.3 調達製品の検証
- 7.5 業務の実施
  - 7.5.1 業務の管理
  - 7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認
  - 7.5.3 識別及びトレーサビリティ
  - 7.5.4 原子力部門外の所有物
  - 7.5.5 調達製品の保存
- 7.6 監視機器及び測定機器の管理
- 8. 評価及び改善
  - 8.1 一般
  - 8.2 監視及び測定
    - 8.2.1 原子力安全の達成
    - 8.2.2 内部監査
    - 8.2.3 プロセスの監視及び測定
    - 8.2.4 検査及び試験
  - 8.3 不適合管理
  - 8.4 データの分析
  - 8.5 改善
    - 8.5.1 継続的改善
    - 8.5.2 是正処置
    - 8.5.3 予防処置

変更前

#### 1. 品質管理監督システムの計画

当社は、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」 (以下「JEAC4111」という。)及び「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者 の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関す る規則」及び「同規則の解釈」に基づき、品質マネジメントシステム(安全文化を 醸成するための活動を行うしくみを含む。以下「品質マネジメントシステム」とい う。)を構築し、品質マニュアルとして、「原子力発電の安全に係る品質保証規 程」を定めている。本品質管理監督システムの計画(以下「品質保証計画」とい う。)は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」に基づくものとして定め、高 浜発電所第3号機の設計及び工事に係る保安活動に適用する。

#### 2. 目的

原子力発電所(以下「発電所」という。)の安全を達成・維持・向上させるため、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムを確立し、実施し、 評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

変更なし

変更後

#### 3. 定義

本品質保証計画における用語の定義は、下記に定めるものの他JEAC4111に従う。

(1)原子力部門

第1図に定める組織をいう。

(2) 原子炉施設

原子力発電所を構成する構築物、系統及び機器等の総称をいう。(以下、関係 法令における「発電用原子炉施設」のことをいう。)

(3)原子力施設情報公開ライブラリー

原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。(以下「ニューシア」という。)

(4) PWR事業者連絡会

国内 PWR (加圧水型軽水炉)プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内 PWRプラントメーカの間で必要な技術検討

の実施及び技術情報を共有するための連絡会のことをいう。

- 4. 品質マネジメントシステム
  - 4.1 一般要求事項
    - (1)原子力部門は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立 し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有 効性を継続的に改善する。
    - (2) 原子力部門は、次の事項を実施する。
      - a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの原子力部門への適用を4.2.1項 b)、c)、d)及び e)に示す文書で明確にする。
      - b) これらのプロセスの順序及び相互関係を第2図に示す。
      - c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を品質マネジメントシステムの文書にて明確にする。
      - d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。(6.参照)
      - e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。
      - f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。
      - g) これらのプロセス及び原子力部門の体制を品質マネジメントシステムと整合 がとれたものにする。
      - h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用 を促進する。
    - (3)原子力部門は、品質マネジメントシステムの運用において、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(以下「重要度分類指針」という。)に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、第2表の4.1項に係る社内標準に規定し、グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。
      - a)プロセス及び原子炉施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度
      - b) プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度

- c) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の 程度
- d) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査 の必要性の程度
- e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度
- (4)原子力部門は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。
- (5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを原子力 部門が決めた場合には、原子力部門はアウトソースしたプロセスに関して管理 を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及 び程度は、原子力部門の品質マネジメントシステムの文書に定める。

## 4.2 文書化に関する要求事項

#### 4.2.1 一般

品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。品質マネジメントシステムの文書体系図を第3図に示す。

a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明

- b) 「原子力発電の安全に係る品質保証規程」
- c) JEAC4111の要求事項に基づき作成する第1表に示す社内標準及びこれらの 社内標準の中で明確にした記録
- d) 原子力部門内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施する ために、原子力部門が必要と決定した第2表に示す社内標準及びこれらの 社内標準の中で明確にした記録
- e) 原子力部門内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施する ために、原子力部門が必要と決定した文書 (c) 及び d) の社内標準を除 く。) 及びこれらの文書の中で明確にした記録

なお、b)、c) 及び d) に示す社内標準以外の品質マネジメントシステムで必要とされる文書は、第1表、第2表で示す社内標準の中で、文書名又は作成し管理することを記載する。

また c)、d) 及び e) の記録は、適正に作成する。

#### 4.2.2 品質マニュアル

原子力部門は、次の事項を含む品質マニュアルとして、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」(本品質保証計画を含む。)を作成し、維持する。

- a) 品質マネジメントシステムの組織に関する事項
- b) 品質マネジメントシステムの計画に関する事項
- c) 品質マネジメントシステムの実施に関する事項
- d) 品質マネジメントシステムの評価に関する事項
- e) 品質マネジメントシステムの改善に関する事項
- f) 品質マネジメントシステムの適用範囲(1.参照)
- g) 品質マネジメントシステムについて確立された社内標準(4.2.1参照)
- h) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述 (第2図 参照)

#### 4.2.3 文書管理

(1)原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムで 必要とされる文書を管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、4.2.4 項に規定する要求事項に従って管理する。

- (2) 次の活動に必要な管理を規定するために、第1表の4.2.3項に係る社内標準を確立する。
  - a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。
  - b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。
  - c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。
  - d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。
  - e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。
  - f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために原子力部門が必要と決 定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実 にする。
  - g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的 で保持する場合には、適切な識別をする。

#### 4.2.4 記録の管理

- (1)原子力部門は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的 運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。
- (2)原子力部門は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために、第1表の4.2.4項に係る社内標準を確立する。
- (3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。

## 5. 経営者の責任

5.1 経営者のコミットメント

社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性を継続的 に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。

- a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を 原子力部門内に周知する。
- b) 品質方針を設定する。(5.3参照)
- c) 管理責任者を指揮し、品質目標が設定されることを確実にする。 (5.4.1参照)

変更なし

- d) マネジメントレビューを実施する。(5.6参照)
- e) 管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの確立と維持に必要な資源が 使用できることを確実にする。(6.参照)
- f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
- 5.2 原子力安全の重視

原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。 (7.2.1及び8.2.1参照)

5.3 品質方針

社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。

- a) 原子力部門の目的に対して適切である。
- b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対 するコミットメントを含む。
- c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。

- d)原子力部門全体に伝達され、理解される。
- e) 適切性の持続のためにレビューされる。
- f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。

#### 5.4 計画

#### 5.4.1 品質目標

- (1) 社長は、原子力部門内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)a) 参照)が設定されていることを確実にする。
- (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。
- (3)原子力部門は、品質目標に係る事項について、第2表の5.4項に係る社内標準を確立する。
- 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。
  - a) 品質目標に加えて4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。

を 更 更

変更

変更後

- b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更 が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれ ている。
- 5.5 責任、権限及びコミュニケーション
  - 5.5.1 責任及び権限

社長は、別添1の保安に関する職務及び別添2の主任技術者の職務に定める責任(本品質保証計画に基づく活動について説明する責任を含む。)と権限が、原子力部門全体に周知されていることを確実にする。

#### 5.5.2 管理責任者

- (1) 社長は、原子力事業本部長を原子力部門(経営監査室を除く。)の管理責任者とし、経営監査室長を経営監査室の管理責任者として任命する。
- (2)管理責任者(原子力事業本部長)は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限をもつ。

- a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実 にする。
- b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無 について、社長に報告する。
- c) 原子力部門(経営監査室を除く。)全体にわたって、関係法令の遵守及び 原子力安全についての認識を高めることを確実にする。
- (3)経営監査室長は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任 及び権限をもつ。
  - a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実 にする。
  - b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無 について、社長に報告する。
  - c) 経営監査室全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。

#### 5.5.3 プロセス責任者

社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及 び権限を与える。

a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。

- b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。
- c) 業務の成果を含む実施状況について評価する。(5.4.1及び8.2.3参照)
- d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。

#### 5.5.4 内部コミュニケーション

- (1) 社長は、原子力部門内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを次の活動により確実にする。
  - a) 会議(品質保証会議、原子力発電安全委員会、発電所レビュー、原子力発 電安全運営委員会等)
  - b) 文書(電磁的記録媒体を含む。)による周知、指示及び報告
- (2) 原子力部門は、内部コミュニケーションに係る事項について、第2表の

5.5.4項に係る社内標準を確立する。

#### 5.6 マネジメントレビュー

#### 5.6.1 一般

- (1) 社長は、原子力部門の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥 当かつ有効であることを確実にするために、年1回(原則として年度末)以 上品質マネジメントシステムをレビューする。
- (2) 発電所長は、発電所における品質マネジメントシステムを評価し、その結果を第2表の5.5.4項に係る社内標準に基づき管理責任者(原子力事業本部長)へ報告する。

管理責任者(原子力事業本部長及び経営監査室長)は、これらの情報を含む自らが所管する品質マネジメントシステムに係る活動を評価し、その結果をマネジメントレビューへのインプットとする。

(3) マネジメントレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。

変更なし

なお、別添1の保安に関する職務の第1項(18)に定める関係する部門についてもマネジメントレビューの結果に基づいて社長が必要な業務の指示を行う。

- (4) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する。(4.2.4参照)
- 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。
  - a) 監査の結果
  - b) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照)
  - c) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)並びに検 香及び試験の結果(8.2.3及び8.2.4参照)
  - d) 予防処置及び是正処置の状況 (8.5.2及び8.5.3参照)
  - e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況
  - f) 関係法令の遵守状況
  - g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ (5.6.3 参照)

変更前	変更後

- h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
- i) 改善のための提案
- 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット

マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及 び処置すべてを含める。

- a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善
- b) 業務の計画及び実施にかかわる改善
- c) 資源の必要性

#### 6. 資源の運用管理

6.1 資源の提供

原子力部門は、原子力安全に必要な資源を第2表の6.1項、6.2項及び7.1項に係る社内標準において明確にし、提供する。

## 6.2 人的資源

6.2.1 一般

原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有する。

6.2.2 力量、教育・訓練及び認識

原子力部門は、第2表の5.4項及び6.2項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

- a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確に する。
- b) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。
- c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。
- d) 原子力部門の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
- e) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。(4.2.4参

照)

6.3 原子炉施設及びインフラストラクチャー

原子力部門は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を第2表の7.1項に 係る社内標準において明確にし、維持管理する。

また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを第2表の7.1 項に係る社内標準において明確にし、維持する。

6.4 作業環境

原子力部門は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を第2表の7.1項に係る社内標準において明確にし、運営管理する。

- 7. 業務の計画及び実施
  - 7.1 業務の計画
    - (1)原子力部門は、第1表の4.2.3項に係る社内標準及び第2表の7.1項に係る社内標準に基づき、保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。

- (2)業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。(4.1参照)
- (3)原子力部門は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。なお、d)については第2表の7.1項に係る社内標準において明確にする。
  - a)業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項
  - b) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性並びに資源の 提供の必要性
  - c) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動並びにこれらの合否判定基準
  - d) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていること を実証するために必要な記録(4.2.4参照)
- (4) この計画のアウトプットは、原子力部門の運営方法に適した形式にする。
- 7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス
  - 7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化

変更後

原子力部門は、次の事項を業務の計画(7.1参照)で明確にする。

- a)業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項
- b) 明示されてはいないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項
- c) 原子力部門が必要と判断する追加要求事項すべて
- 7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー
  - (1)原子力部門は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。この レビューは、その要求事項を適用する前に実施する。
  - (2) レビューでは、次の事項を確実にする。
    - a)業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。
    - b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合 には、それについて解決されている。
    - c) 原子力部門が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。
  - (3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。(4.2.4参照)
  - (4)業務・原子炉施設に対する要求事項が、書面で示されない場合には、原子 力部門はその要求事項を適用する前に確認する。

変更なし

- (5)業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、原子力部門 は、関連する文書として業務の計画を修正する。また、変更後の要求事項 が、関連する要員に理解されていることを確実にする。
- 7.2.3 外部とのコミュニケーション

原子力部門は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を第2表の7.2.3項に係る社内標準で明確にし、実施する。

7.3 設計·開発

原子力部門は、第2表の7.3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

- 7.3.1 設計・開発の計画
  - (1) 原子力部門は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。
  - (2) 設計・開発の計画において、原子力部門は、次の事項を明確にする。
    - a) 設計・開発の段階
    - b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認

- c) 設計・開発に関する責任(本品質保証計画に基づく活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限
- (3)原子力部門は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な 割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェ ースを運営管理する。
- (4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。
- 7.3.2 設計・開発へのインプット
- (1)原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。(4.2.4参照)そのインプットには、次の事項を含める。
  - a)機能及び性能に関する要求事項
  - b) 適用される法令・規制要求事項
  - c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
  - d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
- (2)原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないようにする。

- 7.3.3 設計・開発からのアウトプット
- (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した 検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。
- (2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。
  - a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
  - b) 調達、業務の実施(原子炉施設の使用を含む。)に対して適切な情報を提供する。
  - c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。
  - d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。
- 7.3.4 設計・開発のレビュー
- (1)設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。

変更後

- a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。
- b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
- (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に 関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。この レビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。 (4.2.4参照)

#### 7.3.5 設計・開発の検証

(1)設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに (7.3.1参照)検証を実施する。

この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。(4.2.4参照)

(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。

#### 7.3.6 設計・開発の妥当性確認

変更なし

- (1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に 応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法 (7.3.1 参照) に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。
- (2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。
- (3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。 (4.2.4参照)

## 7.3.7 設計・開発の変更管理

- (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。(4.2.4参照)
- (2)変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を 実施する前に承認する。
- (3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。
- (4)変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持す

る。(4.2.4参照)

#### 7.4 調達

原子力部門は、第2表の7.4項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

#### 7.4.1 調達プロセス

- (1)原子力部門は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。
- (2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、調達製品が、原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。
- (3)原子力部門は、供給者が原子力部門の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。
- (4)評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。(4.2.4参照)
- (5)原子力部門は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に 係る技術情報の取得及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な 措置に関する管理方法を定める。

変更なし

## 7.4.2 調達要求事項

- (1)調達要求事項では、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。
  - a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項
  - b) 要員の適格性確認に関する要求事項
  - c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項
  - d)不適合の報告及び処理に関する要求事項
  - e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項
- (2)原子力部門は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
- (3)原子力部門は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

#### 7.4.3 調達製品の検証

- (1)原子力部門は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。
- (2)原子力部門が、供給者先で検証を実施することにした場合には、原子力部門は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。

#### 7.5 業務の実施

原子力部門は、業務の計画(7.1参照)に基づき、次の事項を実施する。

7.5.1 業務の管理

原子力部門は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、 次の事項のうち該当するものを含める。

- a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。
- b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。
- c) 適切な設備を使用している。
- d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。
- e) 監視及び測定が実施されている。
- f) 業務のリリースが実施されている。

#### 7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認

- (1)業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又 は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不 具合が顕在化しない場合には、原子力部門は、その業務の該当するプロセス の妥当性確認を行う。
- (2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。
- (3)原子力部門は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。
  - a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準
  - b) 設備の承認及び要員の適格性確認
  - c) 所定の方法及び手順の適用
  - d) 記録に関する要求事項(4.2.4参照)

変更

なし

変更後

e) 妥当性の再確認

#### 7.5.3 識別及びトレーサビリティ

- (1)必要な場合には、原子力部門は、業務の計画及び実施の全過程において、 適切な手段により、業務・原子炉施設を識別する。
- (2)原子力部門は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。
- (3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、原子力部門は業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する。(4.2.4参照)

#### 7.5.4 原子力部門外の所有物

原子力部門は、原子力部門外の所有物について、それが原子力部門の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。(4.2.4参照)

#### 7.5.5 調達製品の保存

- (1)原子力部門は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求 事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当す る場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予 備品にも適用する。
- (2) 原子力部門は、調達製品の保存に係る事項について、第2表の7.5.5項に係る社内標準を確立する。

#### 7.6 監視機器及び測定機器の管理

原子力部門は、業務の計画(7.1参照)に基づき、次の事項を実施する。

- (1)業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、原子力部門は、実施すべき監視及び測定を第2表の7.1項及び8.2.4項に係る社内標準において明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を第2表の7.6項に係る社内標準において明確にする。
- (2)原子力部門は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視 及び測定が実施できることを確実にするプロセスを第2表の7.1項に係る社内標 準において確立する。
- (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次

の事項を満たす。

- a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。(4.2.4参照)
- b)機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。
- c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。
- d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
- e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。

さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、原子力部門は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。(4.2.4参照)

原子力部門は、その機器、及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。(4.2.4参照)

(4) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。

変更なし

## 8. 評価及び改善

#### 8.1 一般

- (1)原子力部門は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。
  - a)業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。
  - b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。
  - c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
- (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。

## 8.2 監視及び測定

8.2.1 原子力安全の達成

原子力部門は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の

一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を第2表の8.2.1項に係る社内標準に定める。

#### 8.2.2 内部監査

原子力部門は、第1表の8.2.2項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施 する。

- (1) 品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行うことができる 組織が内部監査を実施する。
  - a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1参照)に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合しているか、及び原子力部門が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。
  - b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。
- (2) 監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの 監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度 及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセ スの客観性及び公平性を確保する。ただし、監査員は、自らの業務を監査し ない。

- (3)監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を規定する。
- (4) 監査及びその結果の記録を維持する。(4.2.4参照)
- (5)監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を 除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを 確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告 を含める。(8.5.2参照)
- (6) 監査のプログラム及び結果について、管理責任者に報告する。
- (7)経営監査室は、原子力事業本部及び発電所が実施した内部監査を評価する。その結果、経営監査室長が必要と判断した場合には、原子力事業本部、 発電所に内部監査の実施を指示する。
- (8) 原子力事業本部及び発電所は、経営監査室長から内部監査の実施について指示がある場合は内部監査を実施する。

- 8.2.3 プロセスの監視及び測定
  - (1)原子力部門は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。
  - (2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。
  - (3)計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、品質目標及び文書の修正並びに是正処置をとる。

#### 8.2.4 検査及び試験

- (1)原子力部門は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、第2表の8.2.4項に係る社内標準を確立し、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する。(4.2.4参照)
- (2) 検査及び試験要員の独立の程度を定める。

変更なし

- (3) リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人を、記録する。 (4.2.4 参照)
- (4)業務の計画(7.1参照)で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子 炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が 承認したときは、この限りではない。

#### 8.3 不適合管理

原子力部門は、第1表の8.3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

- (1)原子力部門は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置 されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。
- (2) 不適合の処理に関する管理並びにそれに関連する責任及び権限を規定する。
- (3) 該当する場合には、原子力部門は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。
  - a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。
  - b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格 と判定することを正式に許可する。

変更後

- c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。
- d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不 適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。
- (4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証 を行う。
- (5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。(4.2.4参照)
- (6)原子力部門は、原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に 従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。

#### 8.4 データの分析

(1)原子力部門は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために第2表の8.4項に係る社内標準において適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。

変更なし

- (2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。
  - a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照)
  - b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合(8.2.3及び8.2.4参照)
  - c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の、特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)
  - d) 供給者の能力(7.4参照)

#### 8.5 改善

#### 8.5.1 継続的改善

原子力部門は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

## 8.5.2 是正処置

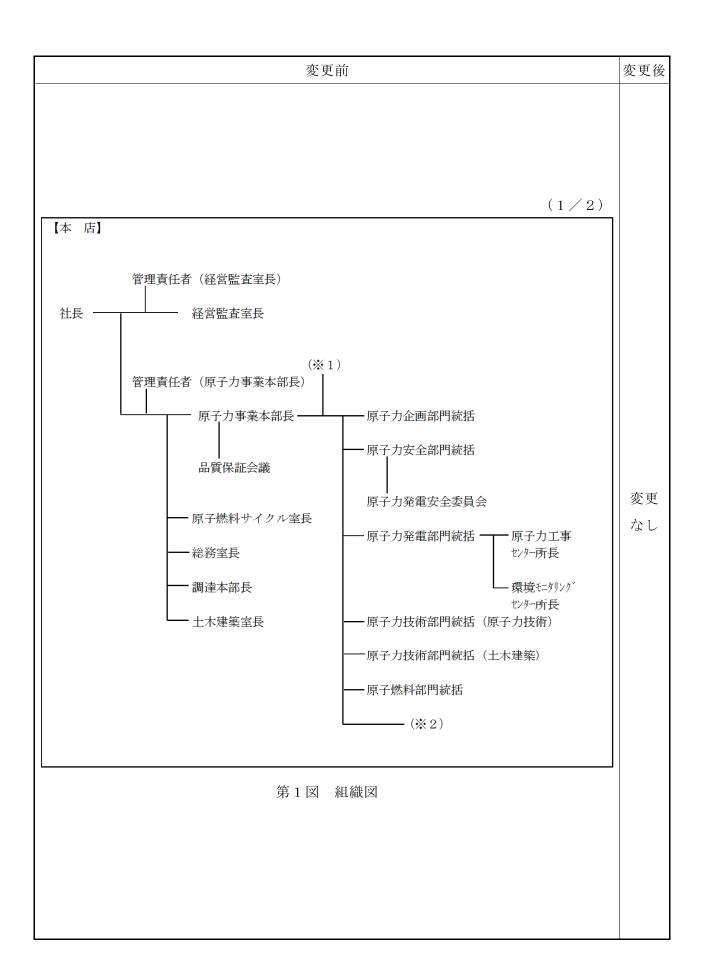
原子力部門は、第1表の8.5.2項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施 する。

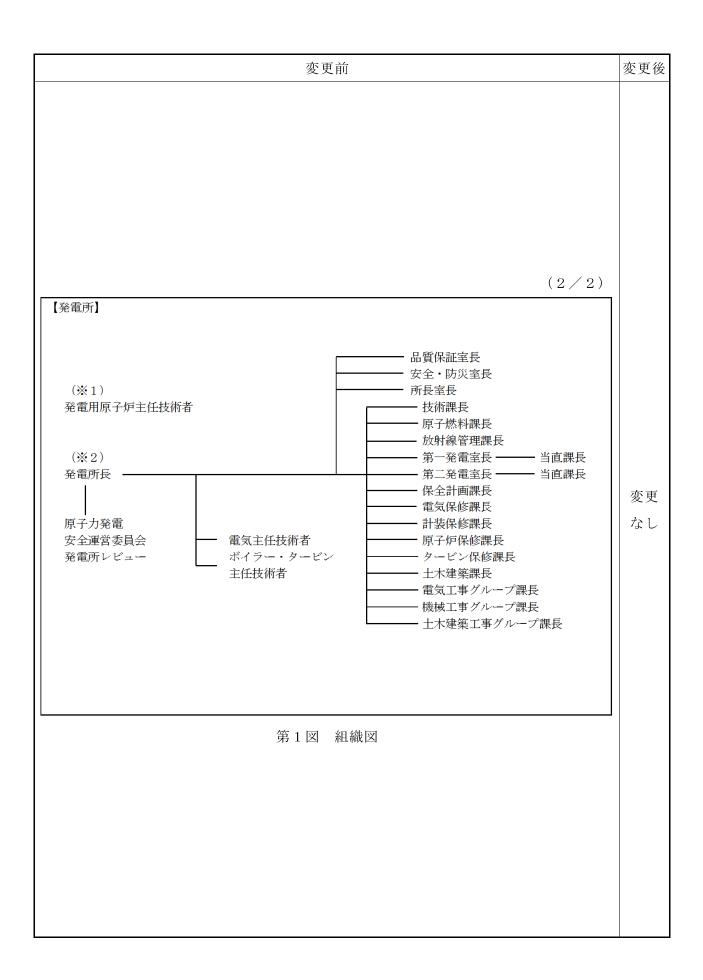
- (1) 原子力部門は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。
- (2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。
- (3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求 事項」を含む。)を規定する。
  - a) 不適合のレビュー
  - b) 不適合の原因の特定
  - c)不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価
  - d) 必要な処置の決定及び実施
  - e) とった処置の結果の記録(4.2.4参照)
  - f) とった是正処置の有効性のレビュー

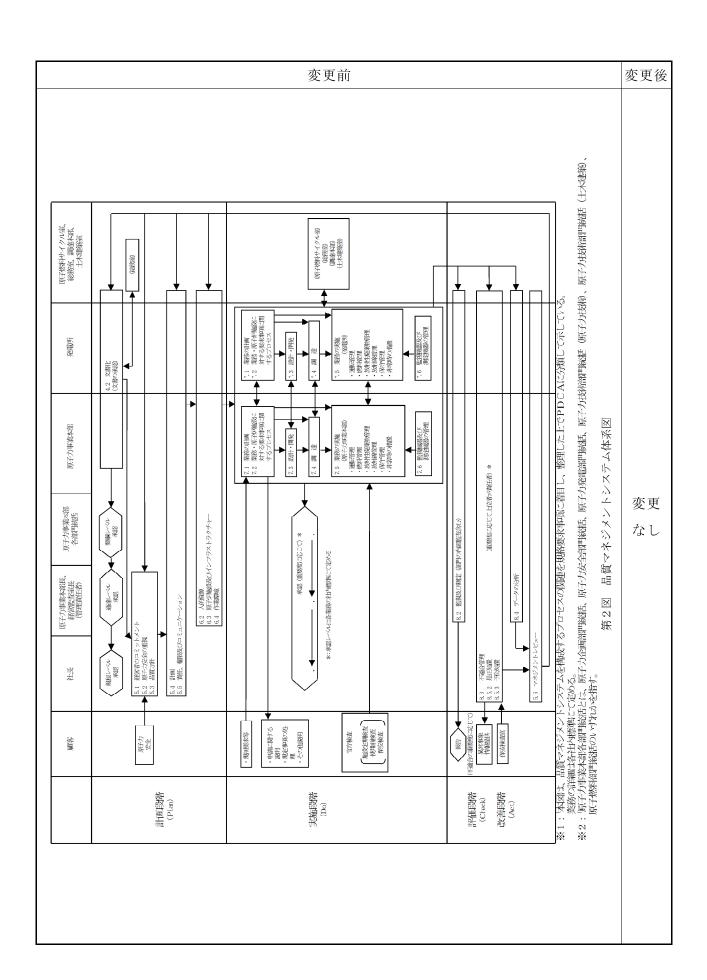
## 8.5.3 予防処置

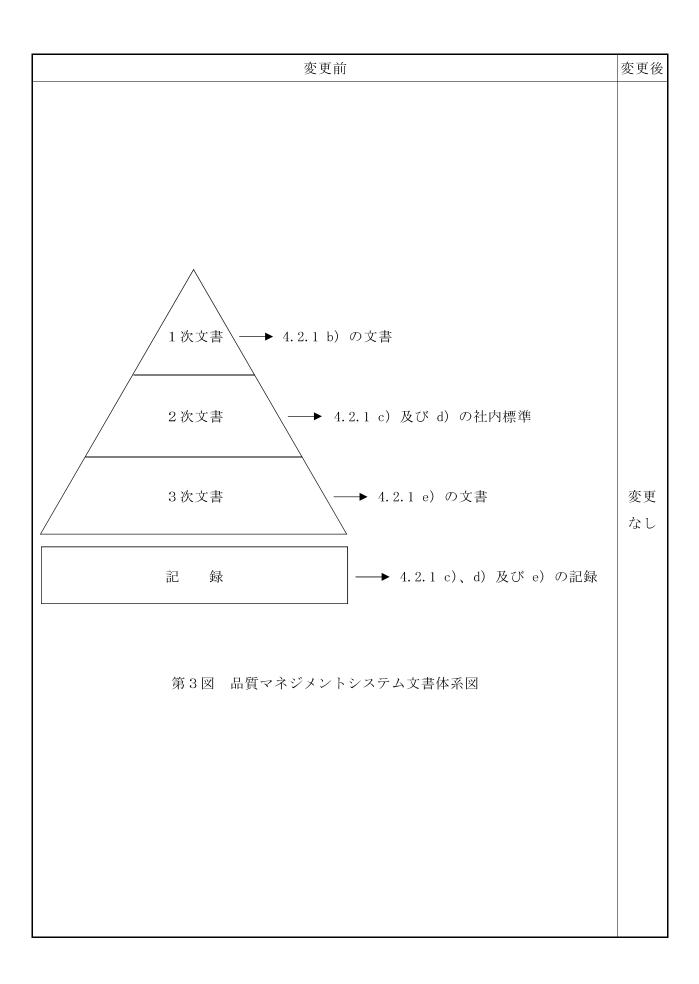
原子力部門は、第1表の8.5.3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施 する。

- (1)原子力部門は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見(良好事例を含む。)及び他の施設から得られた知見(PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。)の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。
- (2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。
- (3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求 事項」を含む。)を規定する。
  - a) 起こり得る不適合及びその原因の特定
  - b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
  - c) 必要な処置の決定及び実施
  - d) とった処置の結果の記録(4.2.4参照)
  - e) とった予防処置の有効性のレビュー









変更なし

# 第1表:品質保証計画関連条項とJEAC4111の要求事項に基づき作成する 社内標準との関係

品質保証			社内標準名		
計画関連	項目	1 次	2次文書	所管箇所	文書番号
条項		文書	乙跃入盲		
4. 2. 3	文書管理		原子力部門におけ	原子力事業本部	平成18 原総
4. 2. 4	記録の管理	原 子	る文書・記録管理	原子力企画部門	通達 第3号
		力発電	通達		
8. 2. 2	内部監査	電の	原子力部門におけ	経営監査室	平成18 経営
		の安へ	る内部監査通達		原通達 第1号
		安全に係る			
8. 3	不適合管理		不適合管理および	原子力事業本部	平成18 原品
8. 5. 2	是正処置	品質	是正処置通達	原子力発電部門	証通達 第1号
		品質保証			
8. 5. 3	予防処置	規	予防処置通達	原子力事業本部	平成18 原発
		程 ※ 1		原子力発電部門	電通達 第2号

※1:原子力発電の安全に係る品質保証規程の所管箇所は、原子力事業本部、総務室 及び経営監査室であり、文書番号は平成15 規程 第5号とする。

第2表:品質保証計画関連条項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係

品質保証			社内標準名			
計画関連条項	項目	1 次 文書	2次文書	所管箇所	文書番号	
4. 1	重要度分類		グレード分け通達	原子力事業本部	平成18原品	
4. 1	安全文化	-	安全文化通達	原子力発電部門原子力事業本部	証通達 第2号平成25 原品	
		-		原子力発電部門	証通達 第1号	
5. 4	品質目標		品質目標通達	原子力事業本部	平成18原品	
5. 5. 3				原子力発電部門	証通達 第3号	
6. 2. 2 5. 5. 3	プロセス責任	-	原子力部門におけ	原子力事業本部	平成18 原総	
3. 3. 3	者		る文書・記録管理通達	原子力企画部門	通達 第3号	
5. 5. 4	内部コミュニ	-	内部コミュニケー	原子力事業本部	平成18 原品	
5.6	ケーション	原	ション通達	原子力発電部門	証通達 第4号	
6. 1	資源の提供	子力	要員·組織計画通	原子力事業本部	平成18 原原	
		発	達	原子力企画部門	企通達 第1号	
6. 1	力量、教育・	電の	教育・訓練通達	原子力事業本部	平成18 原原	変更
6. 2	訓練及び認識	の 安		原子力企画部門	企通達 第2号	なし
6. 1	運転管理	安全	運転管理通達	原子力事業本部	平成18 原発	
6. 3		に   低	医 7 协业 然 和 汉 法	原子力発電部門	電通達 第1号	1
6. 4	燃料管理	に係る品質	原子燃料管理通達	原子力事業本部	平成18 原燃	
7. 1 7. 2	放射性廃棄物	品	<u></u> 放射性廃棄物管理	原子力発電部門原子力事業本部	保通達 第1号 平成18 原放	
7. 5	管理	) (保	通達	原子力発電部門	管通達 第1号	
7.6	放射線管理	保証規	<u>                                    </u>	原子力事業本部	平成18 原放	
8. 2. 4	//X/1///\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	規 程	7/2/1/1/N E 72.00.7C	原子力発電部門	管通達 第2号	
	保守管理	· 作生 ※ 1	保守管理通達	原子力事業本部	平成18 原保	:
		1		原子力発電部門	修通達 第1号	
	非常時の措置		非常時の措置通達	原子力事業本部	平成26 原危	
				原子力安全部門	管通達 第1号	
	その他		安全管理通達	原子力事業本部	平成26 原安	
				原子力安全部門	管通達 第1号	
			原子燃料サイクル	原子力事業本部	平成18 原燃	
			通達	原子燃料部門	品通達 第1号	
			火災防護通達	原子力事業本部	平成27 原発	
			店フ も 杜 体 类 交 エ	原子力発電部門	電通達 第1号	
			原子力技術業務要	原子力事業本部	平成17原プ	
			綱	原子力技術部門	技要綱 第2号	]

※1:原子力発電の安全に係る品質保証規程の所管箇所は、原子力事業本部、総務室 及び経営監査室であり、文書番号は平成15 規程 第5号とする。

変更なし

第2表:品質保証計画関連条項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係 (続き)

品質保証			社内標準名		
計画関連	項目	1 次	0 炒 大事	所管箇所	文書番号
条項		文書	2次文書		
7. 2. 2	外部とのコミ		外部コミュニケー	原子力事業本部	平成18 原発
7. 2. 3	ュニケーショ		ション通達	原子力発電部門	電通達 第3号
8. 2. 1	ン				
	原子力安全の				
	達成				
7. 3	設計・開発	原	設計・開発通達	原子力事業本部	平成18 原保
		子力		原子力発電部門	修通達 第2号
7. 4	調達	発電	原子力部門におけ	調達本部	平成27 調原
7. 5. 5	調達製品の保	$\mathcal{O}$	る調達管理通達		通達 第1号
	存	安全			
7. 6	監視機器及び	安全に係	監視機器·測定機	原子力事業本部	平成18 原保
	測定機器の管		器管理通達	原子力発電部門	修通達 第3号
	理	る品質保			
8. 2. 3	プロセスの監	証規	品質目標通達	原子力事業本部	平成18 原品
	視及び測定	·····································		原子力発電部門	証通達 第3号
		1	原子力部門におけ	経営監査室	平成18 経営
			る内部監査通達		原通達 第1号
7. 6	検査及び試験		検査・試験通達	原子力事業本部	平成18 原保
8. 2. 4				原子力発電部門	修通達 第4号
8. 4	データの分析		データ分析通達	原子力事業本部	平成18 原品
				原子力発電部門	証通達 第5号

※1:原子力発電の安全に係る品質保証規程の所管箇所は、原子力事業本部、総務室 及び経営監査室であり、文書番号は平成15 規程 第5号とする。

#### 別添1 保安に関する職務

(1/2)

- 1. 本店における保安に関する職務は次のとおり。
- (1) 社長は、保安活動を統括する。
- (2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画及び要員の教育並びに 経営監査の実施に関する業務を行う。
- (3) 原子力事業本部長は、第1項(5)から(10)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。

また、安全文化の醸成のための活動の統括及びコンプライアンス意識の向上のための活動の統括の職務を行う。

- (4) 原子力事業本部長代理及び第1項(5)から(10)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。
- (5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画及び要員教育(原子力部門の経営監査に係る要員の教育及び運転員の教育・訓練を除く。)並びに文書管理に関する業務を 統括する。
- (6) 原子力安全部門統括は、原子力発電所の安全管理及び原子炉施設の安全評価に関する業務を統括する。
- (7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動及び原子力発電所の運転保守 (運転員の教育・訓練を含む。)、放射線管理、放射性廃棄物管理並びに原子炉施 設の設計、保全に関する業務を統括する。
- (8) 原子力技術部門統括(原子力技術)は、原子炉施設の設計・保全(原子力技術部門統括(土木建築)及び原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)及び高経年対策に関する技術的業務を統括する。
- (9) 原子力技術部門統括(土木建築)は、原子炉施設の土木設備、建築物に係る設計・保全(原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する。
- (10) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル(原子燃料サイクル室長所管業務を除 く。)及びその品質保証活動に関する業務を統括する。
- (11) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。
- (12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。
- (13) 調達本部長は、契約及び貯蔵品管理に関する業務を行う。
- (14) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良及び修繕に関する業務を行う。
- (15) 原子力工事センター所長は、原子力事業本部長が指定した保守、修理及び検査に 関する業務を行う。
- (16) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析及び評価に関する業務を行う。
- (17) 第1項(5)から(16)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。

また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。

(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。

#### 別添1 保安に関する職務

(2/2)

- 2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。
- (1) 発電所長(以下「所長」という。)は、発電所の課(室)長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。
- (2) 原子力安全統括、副所長及び運営統括長は、所長を補佐する。
- (3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。
- (4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。
- (5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の 総括、原子力防災対策及び原子炉施設の出入管理に関する業務並びに火災発生時、 内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時 及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。
- (6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。
- (7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括、教育・訓練の総括、調達先管理、契約及び貯蔵品管理に関する業務を行う。
- (8) 所長室課長(総務)は、所長室長を補佐する。
- (9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。
- (10) 原子燃料課長は、原子燃料管理及び炉心管理に関する業務を行う。
- (11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理(環境モニタリングセンター 所長所管業務を除く。)、被ばく管理及び化学管理に関する業務を行う。
- (12) 第一発電室長は1号機及び2号機、第二発電室長は3号機及び4号機に係る原子 炉施設の運転に関する業務を行う。
- (13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。
- (14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、施設定期検査に関する業務の補佐を行う。
- (15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。
- (16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理(電気工事グループ課長所管業務を除く。)に関する業務を行う。
- (17) 計装保修課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理(電気工事グループ課長所管業務を除く。)に関する業務を行う。
- (18) 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備(タービン設備を除く。)に係る保守、修理(機械工事グループ課長所管業務を除く。)に関する業務を行う。
- (19) タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備(タービン設備)に係る保守、修理 (機械工事グループ課長所管業務を除く。)に関する業務を行う。
- (20) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備及び建築物に係る保守、修理(機械工事 グループ課長及び土木建築工事グループ課長の所管業務を除く。)に関する業務を 行う。
- (21) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備及び計装設備に係る保守、修理及び高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに関する業務を行う。
- (22) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備及び建築物に係る保守、修理及び高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに関する業務を行う。
- (23) 土木建築工事グループ課長は、原子炉施設の土木設備及び建築物に係る保守、修理及び高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに関する業務を行う。
- (24) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。
- (25) 第2項(3)から(24)に定める各職位(以下「各課(室)長」という。(別添2において同じ。))は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。
- (26) 各課(室)長は、課(室)員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課(室)員は、その指示・指導に従い業務を実施する。

## 別添2 主任技術者の職務

- 1. 発電用原子炉主任技術者の職務
- (1) 発電用原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。
  - a. 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者(発電所長を 含む。)へ指示する。
  - b. 「高浜発電所原子炉施設保安規定」に定める事項について、発電所長の承認に 先立ち確認する。
  - c. 「高浜発電所原子炉施設保安規定」に定める事項について、各課(室)長からの報告内容等を確認する。
  - d. 「高浜発電所原子炉施設保安規定」に示す記録の内容を確認する。
  - e. その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。
- (2) 発電用原子炉主任技術者は次の場合において原子力事業本部長に報告を行う。
  - a. 前項a.の職務を遂行すべき状況が生じた場合
  - b. 「高浜発電所原子炉施設保安規定」に定める事項について、各課(室)長より報告を受けた場合

変更なし

2. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務

電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、電気工作物の工事、維持 及び運用に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職 務を遂行する。

- a. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて工事、維持及び運用に従事する者(発電所長を含む。)に対して指示、指導・助言する。
- b. 電気工作物の工事、維持及び運用に関し、保安上必要な場合には、工事、維持 及び運用に従事する者に対し指示、指導・助言を行う。
- c. 溶接事業者検査及び定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って、検査の指導監督を行う。
- d. 電気事業法に基づき行う立入検査には、原則として立会う。
- e. 電気事業法及び原子炉等規制法に基づき行う使用前検査、施設定期検査には、 あらかじめ定めた区分に基づき検査への立会又は検査記録の確認を行う。

# Ⅲ. 工事工程表

今回の工事の工程は次のとおりである。

第1表 工事工程表

		年	2021年				
	項	目月	5月	6月	7月	8月	9月
その他 発電用原子炉 の附属施設 のうち非常用 電源設備		現地工事期間					
	検査可能時期	工事の計画に係る全て の工事が完了した時					$\Diamond$

## IV. 変更の理由

高浜発電所第3号機その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備において、高エネルギーのアーク放電による非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置を講じる。

- V. 添付書類
  - 1. 添付資料

## 1. 添付資料

- 資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
- 資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
- 資料3 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書
- 資料4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書